

社会福祉法人紀和福祉会  
介護老人福祉施設「やまぼうし」  
ユニット型指定介護老人福祉施設

## 運 営 規 程

2021.8.1

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人紀和福祉会が設置運営するユニット型指定介護老人福祉施設「やまぼうし」(以下「施設」という)の運営について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法および関係法令に基づき、可能な限り入居者の在宅生活への復帰を目指すとともに、入居前の居宅生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう、以下の基本方針の下に介護サービスの提供に万全を期するものとする。

1. 人格の尊重：個々人の生活の歴史や個性を尊重した支援を行う。
2. 自己決定権の尊重：自身が受けるケアやサービス内容、提供のされ方、生活習慣について、入居者一人ひとりの意向や自己選択・決定を尊重する。
3. 自律支援：たとえ身体の自由な動きが損なわれても、介護やその他の支援を受けながら、自身に関わること、社会生活に関わることを問わず、意思決定や行動化する支援をする。
4. 社会参加権の尊重と支援：入居者一人ひとりが、社会や地域の一員であることを大切にし、本人の意向や心身の状況を考慮して、多様な社会参加のあり方と探求する。
5. ノーマライゼーションの推進：入居者も社会を構成する他の人々と同等の権利を有することを出発点とし、どのような医療・介護の必要性を要した状況であっても、できる限り普通の生活が継続できるように、環境的、人的、物的支援を行う。
6. 安全・安心の保障：個々人の障がい特性に応じて、安全・安心な生活を送るために必要な適切な配慮を行うこと。
7. 情報のアクセシビリティの支援：社会や地域の動向や情報を知る権利を尊重し支援する。
8. リハビリテーションの観点からの支援：安静状態に放置されることなく、残存能力をできる限り活性化し、自立的・自律的活動を目指す。

9. 職員の健康と生活を大切にする：一人ひとりの職員が健康で、かつ職員とその家族の豊かな生活と幸福を願って、企業努力を行う。
10. 専門職の育成：提供するサービスの質の向上を図ることを第一義としつつ、職員の専門的知識・技術の育成およびキャリアアップを応援し、優秀な専門職を地域に輩出し、地域の高齢者福祉への貢献を図る。

(定員)

第3条 施設の定員は100名とする。

2. ユニット数およびユニット毎の入居定員は次の通りとする。
  - 1) ユニット数 . . . 10ユニット
  - 2) ユニット毎の入居定員 . . . 10名

## 第2章 職員および職務分掌

(職員の区分および定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- 1) 管理者（施設長） . . . 1名（常勤）
- 2) 医師 . . . 1名以上（非常勤）
- 3) 生活相談員 . . . 2名以上（常勤）
- 4) 計画担当介護支援専門員 . . . 1名以上（常勤）
- 5) 看護職員 . . . 5名以上（常勤、非常勤）
- 6) 介護職員 . . . 44名以上（常勤、非常勤）
- 7) 管理栄養士 . . . 1名以上（常勤）
- 8) 機能訓練指導員 . . . 1名以上（常勤）
- 9) 言語聴覚士 . . . 1名以上（非常勤）
- 10) 事務員 . . . 3名以上（常勤、非常勤）

2. 前項における「計画担当介護支援専門員」とは、第15条に規定する、施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員を指すものとする。
3. 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

1) 管理者

施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。  
管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。

2) 事務員

法人本部事務局の総務、人事、労務、会計、経理、財務、企画、広報、庶務等に従事する。

3) 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者またはその身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

4) 介護支援専門員

入居者の有する心身の状態、能力、これまでの生活環境や生活史、趣味・嗜好等多岐にわたる評価を通じて、入居者のニーズを把握し、適切な支援やサービスを提供するための施設サービス計画の原案を作成するとともに、定期的に再評価を行い、必要に応じて変更を行う。

5) 介護職員

入居者の日常生活上の介護、相談および援助業務、その他入居者のニーズに応じた適切な支援を行う。

6) 看護職員

医師の診療補助、および医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

7) 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための運動・活動指導を行うとともに、自立および自律を援助するための生活上の工夫や指導を行う。

8) 医師

入居者の診療、および施設の保健衛生の管理指導に従事する。

9) 管理栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者への栄養指導の他、必要に応じて

調理委託業者への指示や連携を行う。また、調理委託業者と連携して、入居者の摂食機能に応じたメニューや食物形態の研究開発に取り組む。

10) 言語聴覚士

入居者の摂食機能評価を行い、管理栄養士、看護師、介護職員と協力して、適切な食物形態および食事介護方法を助言する。

(業務分掌)

第6条 職員ごとの役割および日常業務の分担については、管理者が別に定め、入居者に対する適切な施設サービスの提供を確保するものとする。

(会議)

第7条 施設の円滑な運営を図るために次の会議を設置する。

- 1) 職員会議
  - 2) 管理運営会議
  - 3) サービス計画会議
  - 4) 給食会議
  - 5) その他管理者が必要と認める会議
2. 会議の運営に必要な事項は管理者別に定める

### 第3章 入居および退居

(入居)

第8条 入居申込者の施設への入居は、入居申込者と施設の契約により行うものとする。

2. 管理者は、入居定員に達している場合または、入居申込者に対し、自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等、正当な理由がある場合を除き、入居契約の締結を拒むことはできない。
3. 管理者（もしくは管理者の指示を受けた生活相談員）は、あらかじめ入居申込者またはその身元引受人（家族等）に対し、この運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入居申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して、丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について入居者の同意を得るものとする。

4. 生活相談員（もしくは計画担当介護支援専門員）は、入居申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期限を確かめるものとする。要介護認定を受けていない入居申込者に対しては、要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
5. 計画担当介護支援専門員は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

（面接および調査）

第9条 生活相談員、計画担当介護支援専門員、機能訓練指導員、介護職員、管理栄養士および医師は、新たに入居した入居者に対して心身の状況、特性、経歴、学歴、技能、家庭環境、信仰、趣味、嗜好、その他心身に関する調査、検診を行い、その結果を記録保存しておくものとする。

（入居時の書類等の引継）

第10条 入居者またはその身元引受人（家族等）は、入居時の契約に基づいて、入居者の次の書類等を用意し管理者に引き継ぐことができる。

- 1) 年金証書
  - 2) 健康保険被保険者証
  - 3) 介護保険被保険者証
  - 4) 印鑑
  - 5) その他必要と認める書類等
2. 管理者は、前項で定める書類等を引き継いだ入居者について、第12条に規定する事由により契約が終了した場合には、身元引受人（家族等）と協力し、民法等関係法令の規定および公序良俗に反しない手続きにより、引き継いだ書類および金品の処分を行うものとする。
3. 第1項および第2項に規定する事項の具体的な扱いについては、管理者が別に定める。

（貴重品の保管）

第11条 管理者は、前条第1項に規定する書類等を受領した時は、管理者が

管理責任者になるとともに取扱職員を定めるものとする。

2. 貴重品の取扱にあたっては、取扱職員は管理者の承認を得て行うものとする。また、取扱にあたっては、取扱帳簿に正確に記録するとともに、関係帳票は確実に整理保管しておかなければならない。
3. 管理者は、取扱帳簿と保管品を定期的に照合確認（検証）しなければならない。
4. 第1項から第3項までに規定する事項の具体的な取扱については管理者が別に定める。

（退居）

第12条 管理者は、入居者に次の事由が生じた場合は、身元引受人（家族等）に対し、7日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。

- 1) 入居者が無断で退所し、7日間経過しても帰所の見込みがないとき。
- 2) 入居者が入院し、明らかに3か月以上入院する事が見込まれるとき。
- 3) 入居者の行動が施設の目的および運営の方針に著しく反するとき。
- 4) 入居者が負担すべき費用を3か月間滞納したとき。
2. 入居者に次の事由が生じた場合は、契約を終了するものとする。
  - 1) 要介護認定の更新において、自立または要支援と認定されたとき。
  - 2) 入居者が死亡したとき。
  - 3) 入居者が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき。
  - 4) 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。
  - 5) 入居者が入院した後、概ね3か月を経過しても退院できないとき。
  - 6) 他の介護保険施設への入所が決まり、その受入ができる状態になったとき。
3. 管理者は、入居者の退居に際しては保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、円滑な退居の為に必要な援助をするものとする。

（入居者の入院中の取扱）

第13条 管理者は入居者について、入院する必要が生じた場合であって、入

院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者および身元引受人（家族等）の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにするものとする。

#### 第4章 入居者に提供する施設サービスの内容および費用負担

##### （基本原則）

第14条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、第15条に規定する施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うものとする。

2. 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
3. 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
4. 施設サービスは、入居者の自立あるいは自律した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
5. 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者またはその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明するものとする。
6. 入居者の被保険者証に介護保険法第87条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮して施設サービスを提供するものとする。
7. 施設サービスの提供に当たっては、入居者の人権に十分に配慮し、心身の虐待行為の禁止は勿論のこと、入居者の生命または身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行わない。また、入居者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、信条等によって差別的または優先的取扱を行なわない。

##### （施設サービス計画）

第15条 計画担当介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれてい



る環境等の評価を通じて、自律した日常生活を営む上で、入居者が解決すべき課題を把握し、他の職員と協議の上、施設サービスの目標および達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

2. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況および入居者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
3. 計画担当介護支援専門員は、第1項に規定する施設サービス計画の原案および第2項に規定する変更案について入居者に対して説明し、同意を得るものとする。

#### (介護)

第16条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- 1) 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援
- 2) 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴が行えないときは清拭）
- 3) 排泄の自立についての必要な支援
- 4) おむつ使用者について、排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- 5) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

#### (相談および援助)

第17条 生活相談員は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者または身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### (社会生活上の便宜の供与)

第18条 管理者は入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する

ものとする。

2. 管理者は入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者または身元引受人（家族等）において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
3. 管理者は入居者の身元引受人（家族等）との連携を図るとともに、入居者とその身元引受人（家族等）との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

#### （食事の提供）

第19条 食事の提供に当たっては、食品の種類および調理方法について常に工夫し、栄養ならびに入居者の心身の状況および嗜好を考慮した献立により、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。

2. 管理者は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
3. 予定献立は1週間単位で作成し、共同生活室に提示する。
4. 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立および調理により食事を提供する。
5. 食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事が摂れるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない入居者にあっては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。
6. 検食は原則として食事の前か、遅くとも同時に実施するものとし、実施に関して必要な事項は管理者が別に定める。
7. 調理業務に従事する職員にあっては、特に身辺の清潔に留意するとともに、月1回以上の検便を受けなければならない。
8. 調理室、食品貯蔵庫および調理員専用便所等は関係者以外の立ち入りを規制し、常に清潔にしておかななければならない。

#### （機能訓練）

第20条 機能訓練指導員は、入居者に対し、施設サービス計画に基づいて、

その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するために指導を行う。

(健康管理)

第21条 管理者は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、6か月に1回以上の定期健康診断を実施し、その記録を個人別に記録しておくものとする。

2. 医務室には、常時必要な医薬品および診療用機材器具を備え付ける。
3. 入居者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに別に定める協力病院等に引き継ぐものとする。

(栄養管理)

第22条 管理者は、常に入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活が営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。

(施設サービスの利用料および費用)

第23条 第16条から第21条に規定する施設サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法および関係法令に規定する利用料負担により実施する。

2. 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入居者から費用の支払いを受けるものとする。
  - 1) 食事の提供に要する費用
  - 2) 居住に要する費用
  - 3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき、入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用
  - 4) 理美容代
  - 5) 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入居者に負担させることが適当を認められる便宜の提供
3. 前項第5号に規定する便宜の具体的な内容および前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。
4. 第2項各号に規定する施設サービスの提供にあたっては、入居者または身元引受人（家族等）に対し、その内容および費用を記した文書を交付し

- て説明を行い、入居者の同意を得るものとする。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
5. 第2項および第3項に規定する施設サービスの提供に係る会計および第16条から第21条までに規定する施設サービスの提供に係る会計は、それぞれ施設が行う他の事業会計と区分するものとする。
  6. 管理者は、入居者が負担すべき施設サービスの利用料および費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき入居者から支払いを受けた時には領収書を、それぞれ入居者に交付するものとする。また「指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第39号)第9条第1項に規定する「法定受領サービス」に該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。
  7. 管理者は、前項に規定する食費および居住費の額を変更するときは、あらかじめ、入居者または身元引受人(家族等)に対し、変更後の額およびその根拠について説明を行い、同意を得なければならない。

(入居者に関する市町村への通知)

第24条 管理者は、入居者が次ぎの号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 1) 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- 2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(施設サービス提供に関する記録)

第25条 施設サービスの実施状況および入居者の解決すべき課題の把握に資するため、施設サービスの提供においては次に掲げる記録を整備するものとする。

- 1) 施設サービス提供に関する記録
  - ア 施設サービス計画書
  - イ 施設サービスの提供の状況および入居者の施設での生活の経過に係る記録

- 2) 第23条に規定する市町村への通知にかかわる記録
2. 前項に掲げる記録については、サービスを提供した日から5年間備えておくものとする。

#### 第5章 施設利用にあたって入居者が留意すべき事項

##### (外出および外泊)

- 第26条 入居者は、外出または外泊しようとする時はその都度、行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。
2. 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

##### (面会)

- 第27条 入居者に面会しようとする者は、面会者カードに所定事項を記載し管理者（または職員）の確認を得て面会しなければならない。

##### (健康維持)

- 第28条 入居者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

##### (身上変更の届出)

- 第29条 入居者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届けなければならない。

##### (禁止行為)

- 第30条 入居者は施設内で下記の行為をしてはならない。
- 1) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙または飲酒すること。
  - 2) 指定された場所以外で調理をすること。
  - 3) けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
  - 4) 施設内のいかなる場所においても火気を使用すること。
  - 5) その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第31条 入居者が、故意または過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させまたは原状に回復させることができる。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 管理者は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。

2. 入居者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

## 第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(施設サービスの評価)

第33条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情への対応)

第34条 管理者は、施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者に報告するものとする。

2. 管理者は、入居者からの苦情に関して市町村および国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には必要は改善を行うものとする。

3. 管理者は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行っていない。

(身体拘束の制限)

第35条 職員は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければ

ばならない。

(秘密の保持)

第36条 職員は、業務上知り得て入居者または身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

2. 管理者が居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(衛生管理)

第37条 管理者は、入居者の保健衛生の維持向上および施設における感染症の発生またはまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 1) 衛生知識の普及
- 2) 年2回以上の大掃除
- 3) 月1回以上の整理整頓
- 4) 適宜の消毒
- 5) その他入居者の保健衛生の維持向上および施設における感染症の発生または万延の防止に必要な事項。

(事故発生時の対応)

第38条 管理者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村および身元引受人（家族等）に連絡するとともに、必要は措置を講じるものとする。

2. 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第39条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療時間への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(地域との連携)

第40条 管理者は、その運営にあたっては、地域との交流に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第41条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) サービス提供中に、当該事業所の従事者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

附則

この規程は平成29年1月1日から施行適用する。

この規程は平成29年6月1日から施行適用する。

この規程は平成29年10月1日から施行適用する。

この規程は平成30年4月1日から施行適用する。

この規程は平成30年6月1日から施行適用する。

この規程は平成31年1月1日から施行適用する。

この規程は令和元年6月1日から施行適用する。

この規程は令和2年10月1日から施行適用する。

この規程は令和3年6月1日から施行適用する。

この規程は令和3年8月1日から施行適用する。



## 第22条関係（別表）

### 1. 食費・居住費の費用

#### （1）介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	¥1,600/日 (朝食 ¥300、昼食 ¥650、夕食 ¥650)	
居住に要する費用	ユニット型個室 ¥2,500/日	

#### （2）介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ¥300/日	
	第2段階認定者 ¥390/日	
	第3段階①認定者 ¥650/日	
	第3段階②認定者 ¥1,360/日	
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ¥820/日	
	第2段階認定者 ¥820/日	
	第3段階①認定者 ¥1,310/日	
	第3段階②認定者 ¥1,310/日	

### 2. その他、日常生活に係る費用等

- (1) お茶・茶菓子等費用 ¥100/日
- (2) 電気代 ¥20/日 (個人で使用する電化製品)
- (3) 教養娯楽費 実費